令和９年度　児童発達支援センターひいらぎ募集案内

（児童発達支援事業）

児童発達支援センターひいらぎ（以下「ひいらぎ」という）では、就学前のお子様（市内に住民登録のある方）に対する発達の支援を行っています。お子様一人ひとりの発達や特性に応じた支援を行うため、２・３・４・５歳児を対象に、児童発達支援事業による療育事業を行っています。

令和９年度の通所事業募集について、次のとおり、ご案内いたします。

１　募集の対象及び人数

(1)　単独療育通所事業（くじら）週４日【対象：３・４・５歳児】

募集人数	14 名
通所日	週４日　（月・火・木・金曜日）
時間	９：30～13：30

(2)　幼稚園・保育園との並行による通所事業

ア　単独療育通所事業（ぺんぎん）週１日

【対象：幼稚園、保育園に在籍している方（３・４・５歳児）で、園との連携に同意する方】

募集人数	７名
通所日	週１日　（月曜日）
時間	９：30～13：30

イ　課題別学習通所事業（まんぼう）原則　月２日

【対象：幼稚園、保育園に在籍している方（３・４・５歳児）で、園との連携に同意する方】

募集人数	59 名
通所日	原則　月２日　（火・水・金曜日いずれか）
時間	（火・水）14：30～16：00／（金）９:30～11:00

※(2)の事業における通所事業種別（ア・イ）の希望をお伺いします。

(3)　親子参加通所事業（めだか）週１日【対象：２歳児】

募集人数	10 名
通所日	週１日　（水曜日）
時間	①　9：00～10：15 もしくは②10：30～11：45

※(2)(3)の事業について、通所日・時間に関する振り分けは、ひいらぎで行います。

※各事業の詳細については、相談・説明時にお渡ししたパンフレット、各グループのしおりをご参照ください。

※各事業について、お子様の様子から年度内の利用継続等ご相談させていただくことがあります。

※お申込みは、ひいらぎ来所相談履歴のある方に限ります。

なお、相談・アセスメントは、西東京市に住民票がある方のみが対象となります。

※(2)(3)の事業について、他事業所の児童発達支援事業との併用はできません。

※申込時に、他の児童発達支援事業所に係る通所実績について、継続申し込みの方は受給者証の提示、新規申し込みの方は公募等により確認をさせていただきます。

２　申込み手続きの流れ

(1) 新規相談の電話予約：月～金曜日（年末年始祝日を除く）９：00～16：00
　年間を通して来所アセスメントの予約を受け付けております。当センターまでお電話ください。

(2) 新規相談（アセスメント）の実施
　お子様の発達状況やニーズを確認し、利用するグループや支援をご案内いたします。

(3) グループ利用のお申し込み
　アセスメント実施後、利用を希望される方に申込書をお渡し（発行）いたします。必要事項を記入の上、ひいらぎ窓口に提出してください。継続利用申し込みの方は受給者証をお持ちください。

３　申込み期間

一次募集：令和８年 12 月 １日（火）から令和 ８年 12 月 28 日（月）まで
二次募集：令和９年 １月 ４日（月）から令和 ９年 ３月 ３日（水）まで
随時募集：令和９年 ４月 １日（木）から令和 10 年 ３月 31 日（金）まで
※受付は、９：00～16：30（土・日・祝日を除く）です。

４　利用の可否について

一次募集：令和９年１月下旬までに、利用の可否を通知いたします。
二次募集：令和９年３月中旬までに、利用の可否を通知いたします。

５　通所決定後の手続き

(1) 福祉サービス受給者証の申請
　新規で申請される方：審査結果の通知と併せて申請書を郵送いたします。同封の障害福祉課宛の封筒でお送りください。
　継続で申請される方：障害福祉課より申請書がご自宅に郵送されます。同封の障害福祉課からのお知らせを確認後、手続きをしてください。

(2) 福祉サービス受給者証の送付
　令和９年３月下旬（予定）までに「福祉サービス受給者証」が障害福祉課より郵送されます。

(3) 利用契約
　ひいらぎをご利用いただくための利用契約受付（説明含む）を行います。令和９年度から児童発達支援事業を新規でご利用される方は、下記ア・イによる契約受付に必ずご出席ください。
　ア　実施日　　令和９年４月２日（金）午前 10 時　又は　午後２時
　イ　実施場所　　児童発達支援センターひいらぎ

(4) 今後のご案内について
　契約の詳細やグループ等のお知らせは、２月中旬（二次募集は３月中旬）頃までに改めて郵送いたします。

６　その他

(1)　児童発達支援事業のご利用にあたり、専門医による意見書・診断書が必要になります。
　手続きの際には主治医の診断書をご用意いただく、もしくは、ひいらぎの医師相談もご利用いただけます。審査にあたり、他事業所の児童発達支援事業の利用状況を確認させていただきます。

７　問い合わせ

西東京市児童発達支援センターひいらぎ（子ども若者部子ども家庭課発達支援係）
　電話番号　042-422-9897
　住所　　西東京市住吉町六丁目 15 番６号
　電話受付　月～金曜日（年末年始祝日を除く）8：30～17：00